

司法書士「スタンダード合格テキスト」 法律改正点

日頃より、「司法書士 スタンダード合格テキスト」をお使いいただき、誠にありがとうございます。

平成31年（令和元年）7月の司法書士試験は、平成31年4月1日現在施行されている法令に基づいて実施されます。

本レジュメは、「スタンダード合格テキスト」刊行以降、平成31年4月1日までに法改正、判例・先例変更された論点のうち、試験対策上重要な論点に絞ってまとめたものです。

平成31年（令和元年）試験に向けた対策の際に、ぜひご活用ください。

早稲田経営出版

【対象書籍】

司法書士スタンダードシステム

『司法書士 スタンダード合格テキスト	1	民法（総則・債権）	第3版』
『司法書士 スタンダード合格テキスト	3	民法（親族・相続）	第3版』
『司法書士 スタンダード合格テキスト	4	不動産登記法Ⅰ	第3版』
『司法書士 スタンダード合格テキスト	5	不動産登記法Ⅱ	第3版』
『司法書士 スタンダード合格テキスト	7	商業登記法	第2版』
『司法書士 スタンダード合格テキスト	8	民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	第2版』
『司法書士 スタンダード合格テキスト	9	供託法・司法書士法	第2版』
『司法書士 スタンダード合格テキスト	10	刑法	第2版』
『司法書士 スタンダード合格テキスト	11	憲法	第2版』

◆『スタンダード合格テキスト 1 民法〈総則・債権〉 第3版』に関して

〔判例変更〕

債権の譲受人は、善意（譲渡の目的である債権に瑕疵があることを認識していないこと）無過失でなければならない（最判平27.6.1）。【関連：テキストP372】

〔判例追加〕

線路に立ち入り列車と衝突して鉄道会社に損害を与えた認知症の高齢者と同居する妻と長男であるからといって、民法714条1項の法定の監督義務者に準ずるものに当たるとはいえない（最判平28.3.1）。【関連：テキストP576】

◆『スタンダード合格テキスト 3 民法〈親族・相続〉 第3版』に関して

- 1 再婚禁止期間が6箇月から100日に改正されたため、以下の条文が変更になりました。【関連：テキストP14, 15, 21, 23, 25】

（再婚禁止期間）

第733条 女は、前婚の解消又は取消しの日から起算して100日を経過した後でなければ、再婚をすることができない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 女が前婚の解消又は取消しの時に懐胎していなかった場合
- 二 女が前婚の解消又は取消しの後に出産した場合

（再婚禁止期間内にした婚姻の取消し）

第746条 第733条の規定に違反した婚姻は、前婚の解消若しくは取消しの日から起算して100日を経過し、又は女が再婚後に出産したときは、その取消しを請求することができない。

- 2 推定される嫡出子における例外に関する通達（平成19.5.7民一第1007民事局長通達）が発出されました。【関連：テキストP48】

婚姻の解消もしくは取消しの日から300日以内に生まれた子は、推定される嫡出子であり（民§772）、嫡出子として父親（前夫）の戸籍に入る取扱いとなっているが、離婚後300日以内に出生した子についても、早産であったため離婚後に前夫ではない男性との間に子を懐胎したとして、血縁上の父を法律上の父としたいという場合には、裁判手続により審判書等の謄本を添付して出生の届出をすれば裁判内容に従った出生届を受理され、また、いったん前夫を父とする出生届をしている場合には、裁判手続を経て戸籍を訂正することができる。さらに、離婚後に懐胎したことが医学的に証明できる場合には、医師が作成した「懐胎時期に関する証明書」が添付され、当該証明書の記載から、推定される懐胎の時期の最も早い日が婚姻の解消または取消しの日より後の日である場合に限り、前婚の夫を父としない母の嫡出でない子としての出生届出または後婚の夫を父とする嫡出子出生届出をすることができる（平成19.5.7民一第1007民事局長通達）。この届出が受理されると、子の身分事項欄には出生事項とともに「民法第772条の推定が及ばない」旨が記載されることになる。

- 3 養子縁組の意思について、判例が変更されました（最判平29.1.31）。

縁組が成立するためには、縁組の届出をする意思だけでは足りず、養親および養子となるべき者との間において、社会習俗的観念からみて、真に親子と認められるような身分関係の設定を欲する意思が必要であるが、もっぱら相続税の節税のための養子縁組でも、節税のための動機と縁組意思とは併存し得るものであるから、直ちに当該養子縁組について、民法802条1項にいう「当事者間に縁組をする意思がないとき」に当たるとすることはできない。

4 共同相続された預貯金債権が遺産分割の対象となるのか否かについて（最判平28. 12. 19）【関連：テキストP161, 184】

相続財産に可分債権がある場合、その債権は、相続分に応じて当然に分割され、各相続人がその相続分に応じて債権を承継するものとされていますが（分割承継説、最判昭29. 4. 8）、**預貯金債権については当然に分割されることはなく、遺産分割の対象になる旨の変更がされました。**

以下、その判旨です。

（判旨）

共同相続された普通預金債権、通常貯金債権および定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である。

5 自筆証書遺言の方式の緩和について【関連：テキストP243】

自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならないとされていますが（民§968 I）、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産の全部または一部の目録を添付する場合には、その目録については自書することを要しないとされました（同II）。

この場合、遺言者は、その目録の毎葉（自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面）に署名し、印を押す必要があります（同II後段）。

◆『スタンダード合格テキスト 4 不動産登記法 I 第3版』に関して

◆『スタンダード合格テキスト 5 不動産登記法 II 第3版』に関して

会社法人等番号を有する法人が登記の申請人となるときは、申請情報と併せて、当該法人の会社法人等番号を提供することを要するとされています（不登令§7 I ①イ）。

これに関連して、不動産登記規則の一部が改正され、また「不動産登記令等の一部を改正する政令等の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて」という通達が発出されました（先例平27. 10. 23－512）。

その主な内容は、以下のとおりです。

- ・会社法人等番号を有する法人が登記の申請人となる場合でも、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書（作成後1か月以内のものに限る。）を提供したときは、当該法人の会社法人等番号を提供することを要しない（不登規§36 I II）。
- ・法人の住所を証する情報を提供すべき場合において、当該法人の会社法人等番号を提供したときは、その住所を証する情報を提供することを要しない（不登令§9、不登規§36IV）。
→ ただし、住所についての変更または錯誤もしくは遺漏があったことを証する情報を提供しなければならないものとされている場合にあっては、当該住所についての変更または錯誤もしくは遺漏があったことを確認することができることとなるものに限る。
- ・法人の合併による承継や法人の名称変更等を証する情報を提供すべき場合において、当該法人の会社法人等番号を提供したときは、これらの情報の提供に代えることができる（先例平27. 10. 23－512）。
→ 会社分割による権利の移転の登記を申請する場合も同様である（同先例）。

◆『スタンダード合格テキスト 4 不動産登記法 I 第3版』に関して

1 除籍等が滅失している場合の相続登記について（先例平28. 3. 11－219）【関連：テキストP125】

廃棄、焼失等により相続を証する情報として除籍謄本や改製原戸籍の謄本を提供することができない場合、かつては、市区町村長の「廃棄処分により除籍謄本を提供できない」旨の証明書および相続人全員の「他に相続人はいない」旨の証明書（印鑑証明書付）を提供することを要していましたが（先例昭44. 3. 3－373、平11. 6. 22－1259）、**相続人全員の「他に相続人はいない」旨の証明書の提供は不要**と変更されました。

2 法定相続情報証明の制度の創設【関連：テキストP122】

1 意義

不動産登記規則第37条の3

表題部所有者又は登記名義人の相続人が登記の申請をする場合においてその相続に関して第247条の規定により交付された法定相続情報一覧図の写しを提供したときは当該写しの提供をもって相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。

相続による所有権の移転の登記を申請する場合や申請人の相続人が申請人に代わって登記を申請するようなときは申請情報と併せて相続を証する市区町村長登記官その他の公務員が職務上作成した情報を提供することを要する（不登令別表22添付情報欄不登令§7I⑤イ等）。

この「相続を証する市区町村長登記官その他の公務員が職務上作成した情報」は具体的には戸籍事項証明書や除籍謄本などが該当するが不動産登記規則247条に規定する**法定相続情報一覧図**を提供したときは戸籍事項証明書等の提供に代えることができるものとされた。

理由

ある人が死亡して相続が開始した場合不動産についての所有権の移転の登記銀行預金の解約車の名義の変更など相続を証する情報の提供が求められる場面が多い。

それらの手続のたびに戸籍事項証明書等を取得しなければならないとすると相続人にとって大きな負担となる。

→ 実際手続が面倒だから相続登記をしないで放置してしまう人も多い。

→ 近年所有者不明の不動産の問題がクローズアップされている（建物が老朽化して倒壊の危険があっても手を出せない。あるいは道路を作ろうと思っても立退き交渉ができないなど）。

そこで相続人の負担の軽減を図り各種の相続手続を促進させるために法定相続情報証明の制度が創設された（不動産登記規則の改正）。

2 法定相続情報一覧図とは

法定相続情報一覧図とは簡単にいうと法定相続人が記載された図である。

→ 図にするのではなく法定相続人を列挙する形でも差し支えない。

(サンプル)

被相続人甲野太郎法定相続情報	
最後の本籍 ○県○市○町1番地	
最後の住所 ○県○市○町1番地	
出生 昭和16年5月10日	
死亡 平成30年5月1日	住所 ○県○市○町1番地
(被相続人)	出生 昭和52年1月15日
甲野太郎	(長男)
	甲野一郎 (申出人)
住所 ○県○市○町1番地	住所 ○県○市○町1番地
出生 昭和20年6月6日	出生 昭和56年7月15日
(妻)	(二男)
甲野花子	甲野二郎

作成日 平成30年6月1日
作成者 司法書士 法務太郎 ㊞
(事務所 ○県△市△町1番地)

これは平成30年6月1日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。
平成30年6月20日
○法務局△出張所

登記官 ○ ○ ○ ○ ㊞

亡甲野太郎について相続による所有権の移転の登記を申請する場合亡甲野太郎の戸籍事項証明書や除籍謄本の提供に代えてこの法定相続情報一覧図の写しを提供することができる。

3 法定相続情報一覧図の写しを取得するための手続 (大まかに)

【例】 甲土地の所有権の登記名義人である甲野太郎が死亡した。その相続人は妻の甲野花子と子の甲野一郎及び甲野二郎である。そして甲野一郎は亡甲野太郎に関する各種の相続手続において法定相続情報一覧図を使いたいと思った。

- ① 甲野一郎はまず亡甲野太郎の相続関係を明らかにするため亡甲野太郎に関する戸籍事項証明書除籍謄本改製原戸籍の謄本等 (以下「戸籍事項証明書等」という) を取得する。
→ 法定相続情報一覧図の制度を利用する場合もまずは相続関係を証する戸籍事項証明書等を取得する必要がある。
- ② 甲野一郎は戸籍事項証明書等を読み取って亡甲野太郎の相続関係 (相続人が甲野花子甲野一郎及び甲野二郎の3人だけだ) を確認する。
- ③ 甲野一郎は自分のパソコンで法定相続情報一覧図を作成する。そしてそれをプリントアウトする。
- ④ 甲野一郎は所定の登記所に行って法定相続情報一覧図の保管及び法定相続情報一覧図の写しの交付の申出をする。
→ 戸籍事項証明書等も提出する。

→ 甲野一郎は相続登記だけでなく甲野太郎の銀行預金の解約（3つの銀行分）相続税の申告でも法定相続情報一覧図の写しを使おうと思ったので「5通」の法定相続情報一覧図の写しを請求した（何通でも請求できる）。

⑤ 登記官は提出された戸籍事項証明書等を読み取って法定相続情報一覧図に書かれた内容が正しいと判断したときは法定相続情報一覧図の写し（登記官が認証して職印を押したもの。上記のサンプル参照）を甲野一郎に交付する。

→ 提出された戸籍事項証明書等は甲野一郎に返却される。

⑥ 甲野一郎は法定相続情報一覧図の写し（登記官の認証があって職印が押されているもの）を添付して相続による所有権の移転の登記や銀行預金の解約の手続をする。

4 法定相続情報一覧図の保管及び写しの交付の申出の手続

(1) 申出をすることができる者（不登規 § 247 I）

表題部所有者登記名義人またはその他の者の相続人または当該相続人の地位を相続により承継した者（相続人の相続人）である。

(2) 申出をすべき登記所（管轄登記所。不登規 § 247 I）

- ① 被相続人の本籍地
- ② 被相続人の最後の住所地
- ③ 申出人の住所地
- ④ 被相続人を表題部所有者もしくは所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所

上記のいずれかの登記所の登記官に対し法定相続情報一覧図の保管及び写しの交付の申出をする。

(3) 申出人が提出する法定相続情報一覧図に記載すべき事項（不登規 § 247 I）

① 被相続人の氏名生年月日最後の住所及び死亡の年月日

→ 被相続人の最後の本籍も記載すべきとされている（先例平 30.3.29-166）。

② 相続開始の時ににおける同順位の相続人の氏名生年月日及び被相続人との続柄

・ 法定相続情報一覧図は戸籍事項証明書等から判断できる事項を記載するものである。つまり相続放棄などは考慮に入れない。

→ Aの相続人は妻のB子のC及びDであったがDは亡Aの相続について放棄をした。この場合でも法定相続情報一覧図にはB・C・Dの3人を記載する。

→ 相続による所有権の移転の登記を申請するときは法定相続情報一覧図の写しとDの相続放棄申述受理証明書を提供する。

(4) 申出書の記載事項（不登規 § 247 II）

① 申出人の氏名住所連絡先及び被相続人との続柄

- ② 代理人によって申出をするときは代理人に関する一定の事項
- ③ 利用目的
 - 相続登記銀行預金の解約相続税の申告など。
- ④ 交付を求める通数
- ⑤ 被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産があるときは不動産所在事項又は不動産番号
(以下略)

・ 申出書には申出人又はその代理人が記名押印をすることを要する（不登規 § 247Ⅲ）。

(5) 申出に当たっての添付書面（不登規 § 247Ⅲ）

- ① 法定相続情報一覧図（申出人又は代理人が署名しまたは記名押印したもの）
- ② 被相続人の死亡及びその相続人の範囲を証することができる戸籍事項証明書除籍謄本改製原戸籍の謄本
- ③ 被相続人の最後の住所を証する書面（住民票の除票）
- ④ 相続人の戸籍事項証明書
- ⑤ 申出人の同一性を証する市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書
 - 申出人の住民票の写し運転免許証のコピーなど。
- ⑥ 代理人によって申出をするときは当該代理人の権限を証する書面
(以下略)

5 その他

- ① 法定相続情報一覧図の保管及び写しの交付の申出は相続ごとに申し出る必要がある。
 - 数次に相続が開始しているときは被相続人ごとに申出をする必要がある。
- ② 法定相続情報一覧図には相続人の住所を記載してもいいし記載しなくてもいい（任意的記載事項）。
 - 住所を記載したときは相続人の住所を証する情報も添付することを要する（不登規 § 247Ⅳ）。
- ③ 法定相続情報一覧図の写しを添付して相続による所有権の移転の登記を申請する場合においてその一覧図の写しに相続人の住所が記載されているときはそれをもって当該相続人の住所を証する情報とすることができる（先例平 30.3.29-166）。
 - 別途相続人の住民票の写しを提供することを要しない。
- ④ 法定相続情報一覧図の写しについては再交付の申出も認められる（不登規 § 247Ⅶ）。
 - たとえば5通で足りると思っていたがあと3通必要になった場合は3通の再交付の申出をすることができる。

◆『スタンダード合格テキスト 5 不動産登記法Ⅱ 第3版』に関して

1 資格者代理人がする申請人の本人確認の資料について【関連：テキストP224】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴い、不動産登記規則の一部が改正されました。

- ・資格者代理人が申請人（登記義務者）について確認をする場合の資料について、「住民基本台帳カード」を「**個人番号カード**」に変更する（不登規§72Ⅱ①）。

2 審査請求について【関連：テキストP295, 297】

行政不服審査法の改正に伴い、不動産登記法の一部が改正されました。

- ・登記官の処分不服がある者のほか、**登記官の不作为に係る処分を申請した者**も、審査請求をすることができる（不登§156Ⅰ）。
- ・審査請求を受けた登記官は、その審査請求について理由があると認める場合等を除き、審査請求の日から3日以内に、意見を付して事件を監督（地方）法務局長に送付する必要があるが、当該（地方）法務局長は、**当該意見を行政不服審査法に規定する審理員に送付するものとする**（不登§157Ⅱ）。

◆『スタンダード合格テキスト 7 商業登記法 第2版』に関して

- ・平成27年9月30日民商第122号通達
会社法人等番号に関する商業登記規則の改正（平成27年10月5日施行）
→会社法人等番号の記録の手續、商号の譲渡・相続による変更の登記の処理の変更、会社法人等番号の申請書への記載による添付書面の添付の省略
- ・平成27年12月22日民商第171号通達
個人番号カード（マイナンバーカード）の取扱い
→本人確認証明書として個人番号カードを用いる場合の注意点
- ・平成28年2月26日民商第25号通達
商業登記規則の改正（平成28年3月1日施行）
→フロッピーディスクの取扱いの廃止、電磁的記録媒体に関する規定の整理
- ・平成28年6月23日民商第98号通達、民商第99号依命通知
株主リスト、附属書類の閲覧に関する商業登記規則の改正（平成28年10月1日施行）
→株主リストの添付に関する規定の追加、附属書類の閲覧の手續の厳格化
- ・平成29年7月6日民商第111号通知
管轄外への本店移転の登記申請のうち新所在地における登記申請の登記すべき事項の記載
→常に本店を移転した旨及びその年月日のみの記載で足りる

◆『スタンダード合格テキスト 8 民事訴訟法・民事執行法・民事保全法 第2版』に関して

民事執行法について、仮執行の宣言を付した届出債権支払命令が債務名義となる旨の改正がされました（施行日：平成28年10月1日）。関連するその他の規定についても改正がされておりますので、最新の六法等をご確認ください。

**民事執行法
(債務名義)**

第22条 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。

- 一 確定判決
 - 二 仮執行の宣言を付した判決
 - 三 抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判（確定しなければその効力を生じない裁判にあつては、確定したものに限る。）
 - 三の二 仮執行の宣言を付した損害賠償命令
 - 三の三 仮執行の宣言を付した届出債権支払命令
- （以下、省略。）

民事執行法について、外国裁判所の判決の執行判決に関する改正がされました（施行日：平成31年4月1日）。下記、民事執行法第24条のほか、同法第22条第6号、第181条第1項第1号も最新の六法等でご確認ください。

民事執行法

(外国裁判所の判決の執行判決)

第24条 外国裁判所の判決についての執行判決を求める訴えは、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（家事事件における裁判に係るものにあつては、家庭裁判所。以下この項において同じ。）が管轄し、この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

2 前項に規定する地方裁判所は、同項の訴えの全部又は一部が家庭裁判所の管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。

3 第1項に規定する家庭裁判所は、同項の訴えの全部又は一部が地方裁判所の管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。

4 執行判決は、裁判の当否を調査しななければならない。

5 第1項の訴えは、外国裁判所の判決が、確定したことが証明されないとき、又は民事訴訟法第118条各号（家事事件手続法（平成23年法律第52号）第79条の2において準用する場合を含む。）に掲げる要件を具備しないときは、却下しなければならない。

6 執行判決においては、外国裁判所の判決による強制執行を許す旨を宣言しなければならない。

◆『スタンダード合格テキスト 9 供託法・司法書士法 第2版』に関して

1 供託法改正に関する新旧対照条文

改正前	改正後
(平成28年4月1日施行の前)	(平成28年4月1日施行の改正)
第一条ノ四 供託官ノ処分ヲ不当トスル者ハ監督法務局又ハ地方法務局ノ長ニ審査請求ヲ為スコトヲ得	第一条ノ四 供託官ノ処分ニ不服アル者又ハ供託官ノ不作為ニ係ル処分ノ申請ヲ為シタル者ハ監督法務局又ハ地方法務局ノ長ニ審査請求ヲ為スコトヲ得
第一条ノ五 審査請求ハ供託所ニ審査請求書ヲ提出シテ之ヲ為ス	第一条ノ五 審査請求ハ供託官ヲ經由シテ之ヲ為スコトヲ要ス

2 供託規則改正に関する新旧対照条文

改正前	改正後
(平成27年10月13日施行の前)	(平成27年10月13日施行の改正)

(磁気ディスクの添付)

第十三条の三 供託をしようとする者は、第十三条第二項各号(第二号、第五号、第九号、第十一号及び第十二号を除き、同条第四項において準用する場合を含む。)に掲げる事項の供託書への記載に代えて、法務大臣の指定する方式に従い当該事項を記録した磁気ディスクを当該供託書に添付することができる。この場合には、二葉以上にわたる供託書を提出することができない。

2 前項に規定する磁気ディスクは、法務大臣の指定する構造のものでなければならない。

(略)

(供託振替国債の償還等)

第二十一条の二 供託所に対し供託振替国債の元本の償還又は利息の支払をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を供託所に提出しなければならない。この場合において、供託官は、必要があると認めるときは、当該事項を記録した磁気ディスクの添付を求めることができる。

一 供託番号

二 供託振替国債の銘柄

三 償還金又は利息(以下「償還金等」という。)の支払をしようとする年月日

四 償還金等の金額

五 償還金又は利息の別

2 (略)

3 (略)

(供託振替国債の払渡請求の特則)

第二十三条の二 供託振替国債について、その償還期限の八日前を経過しているときは、その払渡しを請求することができない。

2 供託振替国債を取り扱う社債、株式等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関(同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。)の振替業の休日は、前項の期間に算入しない。

(金銭供託の受理手続の特則)

第四十条 (略)

2 前項の場合において、供託者が第二十条の三第二項の納付期日までに同条第一項の納付情報により供託金を納付し、かつ、法務大臣の定めるところに従い、供託書正本に係る

(電磁的記録媒体の添付)

第十三条の三 供託をしようとする者は、第十三条第二項各号(第二号、第五号、第九号、第十一号及び第十二号を除き、同条第四項において準用する場合を含む。)に掲げる事項の供託書への記載に代えて、法務大臣の指定する方式に従い当該事項を記録した電磁的記録媒体を当該供託書に添付することができる。この場合には、二葉以上にわたる供託書を提出することができない。

2 前項に規定する電磁的記録媒体は、法務大臣の指定する構造のものでなければならない。

(略)

(供託振替国債の償還等)

第二十一条の二 供託所に対し供託振替国債の元本の償還又は利息の支払をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面又は当該事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を供託所に提出し、又は送信しなければならない。

一 供託番号

二 供託振替国債の銘柄

三 償還金又は利息(以下「償還金等」という。)の支払をしようとする年月日

四 償還金等の金額

五 償還金又は利息の別

2 (略)

3 (略)

4 供託官は、第一項の電磁的記録の送信を受けたときは、これに代わるものとして保存すべき書面を作成しなければならない。

(供託振替国債の払渡請求の特則)

第二十三条の二 供託振替国債について、その償還期限の三日前を経過しているときは、その払渡しを請求することができない。

2 供託振替国債を取り扱う社債、株式等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関(同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。)の振替業の休日及び行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第二項各号に掲げる日は、前項の期間に算入しない。

(金銭供託の受理手続の特則)

第四十条 (略)

2 前項の場合において、供託者が第二十条の三第二項の納付期日までに同条第一項の納付情報により供託金を納付し、かつ、法務大臣の定めるところに従い、供託書正本

電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の提供を求めるときは、供託官は、情報通信技術利用法第四条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該電磁的記録を提供しなければならない。

※下線部の削除

(略)

(平成 28 年 4 月 1 日施行の前)

(還付請求の添付書類)

第二十四条 (略)

2 前項の規定により供託物払渡請求書に利害関係人の承諾書を添付する場合には、同項に規定する者は、当該承諾書の作成前三月以内又はその作成後に作成された次に掲げる書面を併せて添付しなければならない。

一 当該承諾書に押された印鑑につき市区町村長又は登記所の作成した証明書

(略)

(印鑑証明書の添付)

第二十六条 供託物の払渡しを請求する者は、供託物払渡請求書又は委任による代理人の権限を証する書面に押された印鑑につき市区町村長又は登記所の作成した証明書を供託物払渡請求書に添付しなければならない。ただし、供託所と証明をすべき登記所が同一の法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所（法務大臣が指定したものを除く。）である場合において、その印鑑につき登記官の確認があるときは、この限りでない。

(略)

(平成 29 年 3 月 13 日施行の前)

(印鑑証明書の添付)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、次の場合には適用しない。

一 払渡しを請求する者が官庁又は公署であるとき。

二 払渡しを請求する者が個人である場合において、その者が提示した運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第五

に係る電磁的記録の提供を求めるときは、供託官は、情報通信技術利用法第四条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該電磁的記録を提供しなければならない。

(略)

(平成 28 年 4 月 1 日施行の改正)

(還付請求の添付書類)

第二十四条 (略)

2 前項の規定により供託物払渡請求書に利害関係人の承諾書を添付する場合には、同項に規定する者は、当該承諾書の作成前三月以内又はその作成後に作成された次に掲げる書面を併せて添付しなければならない。

一 当該承諾書に押された印鑑につき市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。第二十六条第一項において同じ。）又は登記所の作成した証明書

(略)

(印鑑証明書の添付)

第二十六条 供託物の払渡しを請求する者は、供託物払渡請求書又は委任による代理人の権限を証する書面に押された印鑑につき市町村長又は登記所の作成した証明書を供託物払渡請求書に添付しなければならない。ただし、供託所と証明をすべき登記所が同一の法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所（法務大臣が指定したものを除く。）である場合において、その印鑑につき登記官の確認があるときは、この限りでない。

(略)

(平成 29 年 3 月 13 日施行の改正)

(印鑑証明書の添付)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、次の場合には適用しない。

一 払渡しを請求する者が官庁又は公署であるとき。

二 払渡しを請求する者が個人である場合において、その者が提示した運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第五

号) 第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。), 住民基本台帳カード(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードで住民基本台帳法施行規則(平成十一年自治省令第三十五号)別記様式第二に限る。), 在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カードをいう。)その他の官庁又は公署から交付を受けた書類その他これに類するもの(氏名, 住所及び生年月日の記載があり, 本人の写真が貼付されたものに限る。)により, その者が本人であることを確認することができるとき。

(略)

(平成 29 年 4 月 1 日施行の前)

【新設】

号) 第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。), 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。), 在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カードをいう。)その他の官庁又は公署から交付を受けた書類その他これに類するもの(氏名, 住所及び生年月日の記載があり, 本人の写真が貼付されたものに限る。)であつて, その者が本人であることを確認することができるものを提示し, かつ, その写しを添付したとき。

(略)

(平成 29 年 4 月 1 日施行の改正)

第二〇条の四 供託官は, 金銭の供託をしようとする者が国である場合には, 当該者の申出により, 第一八条の規定による供託物の納入又は第二〇条第一項の規定による供託金の提出に代えて, 国庫内の移換の手続による供託金の払込みを受けることができる。

2 供託官は, 前項の申出があつた場合において, 同項の供託を受理すべきものと認めるときは, 供託書正本に供託を受理する旨及び供託番号を記載して記名押印し, かつ, 供託者に対し, 供託を受理した旨, 供託番号, 一定の払込期日までに同項の手続により供託金を払い込むべき旨及びその期日までに供託金を払い込まないときは受理の決定は効力を失う旨を告知しなければならない。

3 供託者が前項の払込期日までに第一項の手続により供託金を払い込まないときは, 受理の決定は効力を失う。

4 供託者が第二項の払込期日までに第一項の手続により供託金を払い込んだときは, 供託官は, 供託書正本に供託金を受領した旨を記載して記名押印し, これを供託者に交付しなければならない。この場合には, 第二〇条第二項後段の規定を準用する。

3 オンラインによる供託に関する供託規則の改正

登記された法人がオンラインによる供託の申請をする場合または供託物払渡請求をする場合(供託規 § 38①②), 当該法人の支配人その他登記ある代理人がその者に係る電子証明書を申請書情報と併せて送信したときは, 当該代理人の権限を証する書面の提示を要しないこととされました(供託規 § 39VI, 39の2 IIの改正)。

また, 登記された法人がオンラインによる供託申請をする場合(供託規 § 38 I), 当該法人の会社法人等番号を申請書情報と併せて送信し, これにより供託官が当該法人の登記情報を直ちに確認することができるときは, 登記所の作成した代表者の資格を証する書面(供託規 § 14 I)または支配人その他登記ある代理人の権限を証する書面(同IV)の提示を要しないこととされました(供託規 § 39の2 IIIの改正)。

なお、この改正は平成30年7月1日施行です。

オンラインによる供託の申請において、金銭の供託をしようとする者が国である場合には、国の選択により、供託官の告知した納付情報による供託金の納付（供託規 § 20の3 I）の申出のほか、国庫内の移管の手続による供託金の払込み（供託規 § 20の4 I）の申出をすることができることとされました（供託規 § 40 I の改正）。

なお、この改正は平成31年3月29日施行です。

◆『スタンダード合格テキスト 10 刑法 第2版』に関して

- 1 刑の執行猶予については、刑の一部の執行猶予が追加されたため、条文が追加になりました。【関連：テキストP130～133】

第25条から27条までの執行猶予については、「刑の全部の執行猶予」として、内容は変更ありません。第27条の2から第27条の7まで、「刑の一部執行猶予」として、追加されました。条文の内容をまとめると次のようになります。

刑の一部の執行猶予（刑 § 27 の 2）	① i 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者であること ii 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その刑の全部の執行を猶予された者 iii 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その執行を終わった日またはその執行の免除を得た日から5年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者 ② 3年以下の懲役または禁錮の言渡しを受けたこと ③ 犯情の軽重および犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ相当であると認められること ④ 1年以上5年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができる。
刑の一部の執行猶予中の保護観察（刑 § 27 の 3）	猶予の期間中保護観察に付することができる。
刑の一部の執行猶予の猶予期間経過の効果（刑 § 27 の 7）	刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくその猶予の期間を経過したときは、その懲役または禁錮を執行が猶予されなかった部分の期間を刑期とする懲役又は禁錮に減輕する。この場合においては、当該部分の期間の執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日において、刑の執行を受け終わったものとする。

なお、刑の一部の執行猶予の取り消し（第27条の4～6）については、条文で確認してください。

- 2 これまでの「強姦罪」が「強制性交等罪」に改正されました。【関連：テキストP160～165P212～213】改正の主な内容は以下のとおりです。
- ・強制わいせつ罪の対象が「13歳以上の男女」から「13歳以上の者」に変更された（第176条）
 - ・「強姦罪」「準強姦罪」がそれぞれ「強制性交等罪」「準強制性交等罪」に変更された（第177条第178条）
 - ・強姦罪の対象が「13歳以上の女子」から「13歳以上の者」に変更され法定刑が「3年以上の有期懲役」から「5年以上の有期懲役」に引き上げられた（第177条）
 - ・「集団強姦罪」が廃止され「監護者わいせつおよび監護者性交等罪」が新設された（第179条）
 - ・強姦罪等を親告罪とする規定が廃止された
 - ・「強盗強姦及び同致死罪」が「強盗・強制性交等及び同致死罪」に変更され強盗と強制性交等の犯罪行為の前後を問わず「強盗・強制性交等及び同致死罪」が成立することとされた（第241条）
- 3 従来の判例はもっぱら報復や侮辱目的でわいせつの行為をした場合、わいせつの目的がないため、強制わいせつ罪は成立しないとしていたが（最判昭45.1.29）、客観的に被害者の性的自由を侵害する行為がなされ、行為者がその旨を認識していれば、強制わいせつ罪が成立するとして、判例が変更された（最

判平29. 11. 29)。【関連：テキストP161】

- 4 国民の国外犯の例として「贈賄罪」が追加されました（第3条第6項）。【関連：テキストP8】
- 5 「犯人蔵匿罪」「証拠隠滅罪」「証人等威迫罪」についてそれぞれの法定刑が引き上げられました（第103条第104条第105条の2）。【関連：テキストP329～333】

◆『スタンダード合格テキスト 11 憲法 第2版』に関して

- 1 夫婦別姓規定に関する判例（最判平27. 12. 16）について【関連：テキストP57】

民法750条は、婚姻の際に夫または妻の氏を称することを定めているが、圧倒的多数の夫婦が夫の氏を選択しており、婚姻後も妻の氏を称することを希望する女性には不利に働くとされていることから、本規定は、憲法13条によって保障される氏の変更を強制されない自由（氏名権）、憲法14条の平等権、憲法24条によって保障される婚姻の自由を侵害するものであるとして争った事件。

【判旨】

氏は、個人の呼称としての意義があり、名とあいまって社会的に個人を他人から識別し特定する機能を有するものであることからすれば、自らの意思のみによって自由に定めたり、または改めたりすることを認めることは本来の性質に沿わないものであり、氏が、親子関係など一定の身分関係を反映し、婚姻を含めた身分関係の変動に伴って改められることがあり得ることは、その性質上予定されているといえ、婚姻の際に「氏の変更を強制されない自由」が憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとはいえないため、憲法13条に違反するものではない。

本件規定は、夫婦が夫または妻の氏を称するものとしており、夫婦の間の協議に委ねているのであって、その文言上性別に基づく法的な差別的取扱いを定めているわけではなく、夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではないし、夫婦となろうとする者の間の個々の協議の結果として夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めることが認められるとしても、それが、本件規定の在り方自体から生じた結果であるということとはできないため、憲法14条1項に違反するものではない。

夫婦同氏制の下においては、子の立場として、いずれの親とも等しく氏を同じくすることによる利益を享受しやすいといえるし、本件規定の定める夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではなく、夫婦がいずれの氏を称するかは、夫婦となろうとする者の間の協議による自由な選択に委ねられており、また、婚姻前の氏を通称として使用することまで許さないというのではなく、近時、婚姻前の氏を通称として使用することが社会的に広まっているという諸点を総合的に考慮すると、本件規定の採用した夫婦同氏制が、夫婦が別の氏を称することを認めないものであるとしても、直ちに個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度であるとは認められないため、憲法24条に違反するものではない。

<コメント>

最高裁の多数意見は、夫婦別姓を認めていない民法750条を「合憲」と判断したものの、選択的夫婦別姓の制度について「合理性がないと断ずるものではない」とし、「この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないというべきである」との見解を示した。

- 2 再婚禁止期間規定に関する判例（最判平27. 12. 16、一部違憲判決）について【関連：テキストP65】

【判旨】

女性について6か月の再婚禁止期間を定める民法733条1項の規定の立法目的は、父性の推定の重複を回避し、もって父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにありと解するのが相当であり、父子関係が早期に明確となることの重要性に鑑みると、このような立法目的には合理性を認めることができる。

また、民法772条の規定から、女性の再婚後に生まれる子については、計算上100日の再婚禁止期間を設けることによって、父性の推定の重複が回避されることになるため、100日について一律に女性の再婚を制約することは、上記立法目的との関連において合理性を有するものといえることができるが、医療や科学技術が発達した今日においては、再婚禁止期間を厳密に父性の推定が重複することを回避するための期間に限定せず、一定の期間の幅を設けることを正当化することは困難になったといわざるを得ず、本件規定のうち100日を超えて女性の再婚を禁止する部分は、合理性を欠いた過剰な制約を課すもので

あり，憲法14条1項，24条2項に違反する。

<コメント>

本判決は，女性について6か月の再婚禁止期間を定める民法733条1項の規定自体には合理性があるとしながら，100日を超えて女性の再婚を禁止する部分は合理性を欠いた過剰な制約を課すものであり，憲法14条1項，24条2項に違反するとして，一部違憲との判断を下した点に意義がある。

以上